

令和4年12月20日
国土交通省関東地方整備局
東京国道事務所

工事発注手続きについて

～「R4国道20号烏山中間立坑その2工事」の発注手続きを行います～

「R4国道20号烏山中間立坑その2工事」において、「間接工事費実績変更方式」を試行し、併せて「難工事指定」、「余裕期間制度（任意着手）」を採用します。

工事発注において、予定価格超過や入札参加者がいないことなどを理由として、入札のとりやめや不調が予測される工事について不調不落対策を試行しております。
今回発注する「R4国道20号烏山中間立坑その2工事」については、以下のとおり不調・不落対策を試行・採用します。

① 「間接工事費実績変更方式」

安全費、運搬費、営繕費において、標準的な積算と実勢価格に乖離が生じることが予想されるため、その妥当性を確認のうえ実績により共通仮設費（率分）について変更する「間接工事費実績変更方式」を試行します。

② 「難工事指定」

工事を適切に完成させた場合、その後の発注工事における総合評価項目「難工事施工実績評価対象工事（試行）」を加点対象とする「難工事指定」を採用します。

③ 「余裕期間制度（任意着手）」

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るために、事前に建設資材、労働者確保などの準備を行うことができる「余裕期間制度」を採用します。

東京国道事務所のホームページ、ツイッターでも道路情報が確認出来ます。

■東京国道事務所ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/>

■公式ツイッター情報 https://twitter.com/mlit_toukoku/



ホームページ Twitter

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ

<問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所

電話 03-3512-9090（代表）

副所長 うえだ しんや
上田 信也（206）

道路工事調整課長 いとう なおゆき
伊藤 直行（481）

《 工事概要 》

本工事は、一般国道20号の世田谷区北烏山6丁目地先において、世田谷区上北沢4丁目から世田谷区給田3丁目間の国道20号直下に計画されている上北沢給田共同溝における中間立坑の躯体構築を行うものです。

- (1) 工 事 名：R4国道20号烏山中間立坑その2工事
- (2) 工事場所：東京都世田谷区北烏山6丁目地先
- (3) 工 期：工事の始期から324日間（工事着手期限：令和5年4月1日）
- (4) 入札方式：一般競争入札 総合評価落札方式（施工能力評価型II型）施工体制確認型
- (5) 工事種別：一般土木工事
- (6) 工事内容（概要）：共同溝（立坑） 1箇所
 - ・開削土工 約210m³
 - ・現場打構築工（コンクリート） 約260m³
（鉄筋） 約22t
 - ・舗装工（車道） 約470m²
 - ・附带設備工 1式
 - ・仮設工 1式

《間接工事費実績変更方式》

○実績により変更を行う工種

- ・ 共通仮設費（率分）のうち、「安全費」及び「運搬費」、「営繕費」

○実績により変更を行う理由

本工事は、東京都23区内における自動車交通量の多い国道20号です。

供用中の国道20号は狭隘な4車線道路で、日々の覆工板開閉に伴う中央2車線の交通規制を行う施工です。施工箇所について、通過交通へ配慮した安全施設等の設置や夜間交通規制時においては、交通量の多い交差点に隣接しており、協議等により安全施設等の設置に要する費用が多大となることが想定されます。

また、施工箇所は中央車線の狭隘な箇所であることから、作業スペースの確保が困難であり、その都度資機材の搬入が必要となることが想定されます。

さらに、現場事務所・労働宿舍の借り上げに要する費用は、工事箇所が住宅街であるため、「営繕費」について、標準的な積算と実勢価格に乖離が生じることが想定されます。

このため、「安全費」及び「運搬費」、「営繕費」において標準的な積算と実勢価格に乖離が生じることが予想されることから、その妥当性を確認のうえ実績により共通仮設費（率分）について変更する『間接工事費実績変更方式』を試行します。

《余裕期間制度（任意着手方式）》

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、契約日から工事着手期限日（令和5年4月1日）までの期間において、受注者が任意に工事着手日を選定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間内は、監理技術者等の配置が不要となります。

《難工事指定》

本工事は、交通量の多い現道の交通規制を伴う夜間作業であり、また狭隘な施工箇所であることから厳しい安全管理と施工管理が必要であるため、『難工事指定』を採用します。

『難工事指定』された工事は、完成時に70点以上の工事成績評定を通知された場合、今後発注される「難工事施工実績評価対象工事（試行）」の総合評価の評価項目において加点対象となります。

また、主任（監理）技術者または現場代理人として従事した経験について、審査基準日の月以前の4年間が評価対象となります。

《スケジュール》

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ○入札公告、入札説明書交付 | ：令和4年12月20日（火） |
| ○競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限 | ：令和5年1月6日（金） |
| ○入札書及び工事費内訳書の提出期限 | ：令和5年1月23日（月） |
| ○開札日 | ：令和5年2月10日（金） |